

保護者様

東久留米市教育部

学務課長 田口 純也

感染症にかかった場合の登校許可書及び登校届の提出について

日頃より、学校保健活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。新型コロナウイルス感染症が流行し、医療ひっ迫を防ぐ観点から、新型コロナウイルス感染症・インフルエンザにおいては、治癒証明書の提出を求めておりませんでした。この度、適切な保健管理のため、感染症にかかった場合における登校再開時の提出書類を、下記のとおり変更いたします。ご不明な点がございましたら、学務課または学校までお問い合わせください。

記

1. 登校許可書…医療機関で対象の感染症と診断された場合、医療機関に出席停止期間の指示を受け、医療機関に記入してもらい、登校再開時に提出。
医療機関の定める文書料が必要となりますので、ご了承ください。
2. 登校届…医療機関で新型コロナウイルスまたはインフルエンザと診断された場合、保護者が医療機関で出席停止期間の指示を受け、医療機関に代わり保護者が記入し、登校再開時に提出。

	感染症の種類	登校時の提出書類
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	登校許可書【様式1】 (医療機関記入)
第二種	百日咳	登校許可書【様式1】 (医療機関記入)
	麻疹（はしか）	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	
	風疹（三日ばしか）	
	水痘（水ぼうそう）	
	咽頭結膜熱（プール熱）	
	結核	登校届【様式2】 (保護者記入)
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	インフルエンザ	
新型コロナウイルス感染症		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	登校許可書【様式1】 (医療機関記入)
	その他の感染症 (溶連菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、感染性胃腸炎など)	必要なし(※)

(※) 学校長が必要と判断した場合には、登校許可書等の提出を求める場合があります。

東久留米市教育部

学務課保健給食係

(直通) 042-470-7779